

平成14年度公共用水域及び地下水の水質測定計画

京 都 府

## 目 次

1 目 的 .....	1
2 測定内容 .....	1
(1) 測定の種類	
(2) 測定地点	
(3) 測定期間	
(4) 採水方法	
(5) 測定項目及び測定回数	
(6) 流量測定	
(7) 分析方法	
3 測定機関 .....	3
4 測定結果の数値の取扱い方法 .....	3
(1) 公共用水域	
(2) 地下水	
5 その他 .....	3
別表 1 公共用水域水質測定計画一覧表 .....	4
別表 2 地下水水質測定計画一覧表 .....	8
別表 3 分析方法等 .....	15
別表 4 数値の取扱い方法 .....	19
別図 1 公共用水域水質測定地点 .....	24
別図 2 地下水水質測定地点 .....	29

## 1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定により、京都府の区域に属する公共用水域及び地下水の汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものです。

## 2 測定内容

### (1) 測定の種類

#### ア 公共用水域

通常測定、一般測定及び通日測定の3種類とし、内訳は別表1のとおりです。

なお、3種類の調査は、水質調査方法（昭和46年9月30日環水管第30号環境庁水質保全局通知）に準拠するものとします。

#### イ 地下水

概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び定期モニタリング調査の3種類とし、内訳は別表2のとおりです。

#### (ア) 概況調査の方法

地下水質調査方法（平成元年環水管第189号環境庁水質保全局長通知別紙）に準拠するものとします。

#### (イ) 汚染井戸周辺地区調査の方法

環境基準値の定められている項目について、原則として、検出された場合に実施し、地下水質調査方法に準拠するものとします。

#### (ウ) 定期モニタリング調査の方法

汚染井戸周辺地区調査等により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリング調査とし、地下水質調査方法に準拠するものとします。

### (2) 測定地点

#### ア 公共用水域

府内63河川109地点、6海域19地点の合計128地点において実施します。

これらの水域及び地点は別表1のとおりであり、地点の位置は別図1に示すとおりです。

#### イ 地下水

概況調査53地点、定期モニタリング調査66地点の合計119地点において実施します。

これらの地点は別表2のとおりであり、地点の位置は別図2に示すとおりです。

ただし、汚染井戸周辺地区調査については、原則として、概況調査により新たに汚染が発見された地域において実施するものとします。

(3) 測定期間

平成14年4月から同15年3月までとします。

(4) 採水方法

ア 公共用水域

(7) 採水日は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとします。

(イ) 河川の場合、採水は原則として流心とし、水面から水深の2割の深さとします。

(ロ) 海域の場合、外海においては、上層（海面下0.5m）、中層（海面下2m）の2層で採水し、内湾においては、下層（海面下10m又は水深10m未満の場合は、底から1~2m上部）を加えた3層で採水するものとします。

イ 地下水

原則として井戸原水を採水するものとします。

(5) 測定項目及び測定回数

ア 公共用水域

測定水域の自然的、社会的背景を考慮して、各測定地点ごとに別表1に定める測定項目及び回数とします。

イ 地下水

測定地域の自然的、社会的背景を考慮して、各測定地点ごとに別表2に定める測定項目及び回数とします。

ただし、汚染井戸周辺地区調査については、概況調査により新たに汚染が発見された項目及びその関連項目とし、年1回実施するものとします。

(6) 流量測定

公共用水域においては、採水と併せて流量についても測定することとし、測定地点は別表1のとおりとします。

(7) 分析方法

ア 公共用水域

環境基準項目においては、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に基づく方法とし、要監視項目においては、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年4月28日付け環水規第21号環境庁水質保全局水質規制課長通知）に基づく方法とし、特殊項目においては、「排水基準を定める總理府令の規定に基づく環境庁長官

が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年環境庁告示第64号）に基づく方法とし、また、その他の項目のうち、トリハロメタン生成能においては、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」（平成7年環境庁告示第30号）に基づく方法とするほか、これ以外の項目においては、日本工業規格、上水試験方法等科学的に確立された分析方法に基づくものとし、別表3によることとします。

#### イ 地下水

環境基準項目においては、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）に基づく方法とし、要監視項目においては、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年4月28日付け環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知）に基づく方法とし、その他の項目においては、日本工業規格に基づく方法とし、別表3によることとします。

### 3 測定機関

建設省、京都府及び京都市の各機関で実施し、その内訳は別表1及び別表2のとおりです。

### 4 測定結果の数値の取扱い方法

#### (1) 公用用水域

平成5年3月29日付け環水規第51号の環境庁水質保全局長通知に基づく方法とし、別表4によることとします。

#### (2) 地下水

平成元年9月14日付け環水管第189号の環境庁水質保全局長通知等に基づく方法とし、別表4によることとします。

### 5 その他

地下水においては、井戸の諸元（井戸の形態、使用目的、井戸深度、ストレーナー位置、地下水位、地盤高）についても、可能な限り調査するものとします。

別表1 公共用水域水質測定計画一覧表

水域名	河川名	環境基準番号	地點名	所在地名	測定機関	測定回数	生活環境項目											
							測定期日	測定期理由	流量		生		活		環			
									P	B	C	S	D	大脳	油	全	カドミウム	
					国土交通省		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
安曇川	久多川	1	川合橋	左京区		○	一般	1 2	E	O	2	2	2	2	2	2	2	
	芦火谷川	2	京都市・滋賀県境界点	左京区		○	一般	1 2	D	O	2	2	2	2	2	2	2	
	百井川	3	大森川合流後	左京区		○	一般	1 2	E	O	2	2	2	2	2	2	2	
宇治川	An	4	大森橋	宇治市	○	通年	1 2	B	H	D	D	S	S	O				
		5	宇治橋	宇治市	○	通年	1 2	B	A	12	12	12	12	12	6	6	4	
		6	福元橋	宇治市	○	通年	1 2	A	A	12	12	12	12	12	6	6	6	
		7	燈月橋	伏見区	○	通年	1 2	B	A	12	12	12	12	12	6	6	4	
		8	宇治川大橋	伏見区	○	通年	1 2	B	A	12	12	12	12	12	2	2	4	
	Bn	9	逢川御幸橋	八幡市	○	通年	1 2	A	A	12	12	12	12	12	12	12	12	
		10	鶴流橋	宇治市	○	一般	1 6	D	A	6	6	6	6	6	4	4	1	
		11	金ヶ崎橋	山科区	-	○	通年	1 2	C	O	12	12	12	12	12	6	6	6
		12	新金ヶ崎橋	山科区	○	通年	1 2	C	O	12	12	12	12	12	6	6	6	
		13	中野橋	伏見区	○	通年	1 2	C	O	12	12	12	12	12	6	6	4	
土源川	14	仙石橋	伏見区	○	一般	1 6	E	O	6	6	6	6	6	6	6	6		
東高瀬川	15	新竹田出橋	伏見区	○	通年	1 2	C	A	12	12	12	12	12	6	6	6		
名木川	16	三橋	伏見区	○	通年	1 2	C	A	12	12	12	12	12	6	6	4		
場外排水路	17	新橋	久御山町	○	一般	1 6	C	O	6	6	6	6	6	4	4	1		
古川	18	相島橋	久御山町	○	一般	1 6	C	O	6	6	6	6	6	4	4	1		
田原川	田原川	AP	20	堂橋	宇治田原町	○	通年	1 2	A	O	12	12	12	12	12	4	4	1
		21	八代橋	京北町	○	一般	1 6	B	O	6	6	6	6	6	4	4	1	
		22	諏訪橋	團野町	○	一般	1 6	B	O	6	6	6	6	6	4	4	1	
桂川	A4	23	大瀬橋	八木町	○	一般	1 6	B	O	6	6	6	6	6	4	4	1	
		24	保津峡	龜岡市	○	一般	1 6	B	O	6	6	6	6	6	4	4	1	
		25	渡月橋	右京区	○	通年	1 2	A	A	12	12	12	12	12	6	6	6	
		26	西大橋	右京区	○	通年	1 2	A	A	12	12	12	12	12	6	6	6	
		27	久世橋	南区	○	通年	1 2	B	A	12	12	12	12	12	2	2	4	
桂川	Bd	28	羽束跨橋	伏見区	○	通年	1 2	B	A	12	12	12	12	12	2	2	4	
		29	富士橋	伏見区	○	通年	1 2	A	A	12	12	12	12	12	12	12	12	
		30	三川合流前	大山崎町	○	一般	1 6	D	O	6	6	6	6	6	4	4	1	
西川	31	桃川流入前	龜岡市	○	一般	1 6	C	O	6	6	6	6	6	4	4	1		
御室川	32	三宝寺川合流後	左京区	○	一般	1 6	C	O	6	6	6	6	6	6	6	6		
新川	33	太子道橋	左京区	○	通年	1 2	E	O	12	12	12	12	12	6	6	6		
		34	上久世橋	南区	○	通年	1 2	E	O	12	12	12	12	12	6	6	6	
		35	亥文橋	向日市	○	一般	1 6	C	O	6	6	6	6	6	4	4	1	
		36	自動車試験場橋	伏見区	○	通年	1 2	E	O	12	12	12	12	12	6	6	6	
七間塚川	A4	37	桂川流入前	伏見区	○	一般	1 6	C	O	6	6	6	6	6	4	4	1	
		38	新山崎橋	大山崎町	○	一般	1 6	C	O	6	6	6	6	6	4	4	1	
		39	桂川流入前	日吉町	○	一般	1 6	C	O	6	6	6	6	6	4	4	2	
弓削川	40	寺田橋	京北町	○	通年	1 2	A	O	12	12	12	12	12	4	4	2		
櫛部川	41	神田橋	八木町	○	通年	1 2	A	O	12	12	12	12	12	4	4	1		
犬飼川	Bd	42	並河橋	龜岡市	○	通年	1 2	A	O	12	12	12	12	12	4	4	1	
有栖川	Bn	43	梅津新橋	右京区	○	通年	1 2	A	O	12	12	12	12	12	6	6	6	
		44	原谷川合流後	右京区	○	一般	1 6	B	O	6	6	6	6	6	6	6	6	
天神川	天神川	Bn	45	三栄裏橋	右京区	○	通年	1 2	B	O	12	12	12	12	12	6	6	6
		46	東海道本線下	南区	○	通年	2 2	A	O	24	24	24	24	24	6	6	6	
清瀧川	清瀧川	AA4	47	落合橋	右京区	○	通年	1 2	A	O	12	12	12	12	12	6	6	6
小畠川	小畠川	CD	48	中山橋	西京区	○	通年	1 2	B	O	12	12	12	12	12	6	6	6
		49	京都市・長岡京市境界点	西京区	○	通年	1 2	A	O	12	12	12	12	12	6	6	6	
		50	小畠橋	大山崎町	○	通年	1 2	A	O	12	12	12	12	12	4	4	1	
高野川	高野川	AA4	51	三宅橋	左京区	○	通年	1 2	A	O	12	12	12	12	12	6	6	6
		52	高野大橋	左京区	○	通年	1 2	B	O	12	12	12	12	12	6	6	6	
		53	河合橋	左京区	○	通年	1 2	B	O	12	12	12	12	12	6	6	6	
岩倉川			54	千石橋	左京区	○	通年	1 2	C	O	12	12	12	12	12	6	6	6
		55	高橋	北区	○	通年	1 2	B	O	12	12	12	12	12	6	6	6	
		56	北大路橋	左京区	○	通年	1 2	B	O	12	12	12	12	12	6	6	6	
		57	出町柳	左京区	○	通年	1 2	A	O	12	12	12	12	12	6	6	6	
鴨川	A4	58	三条大橋	東山区	○	通年	1 2	A	O	12	12	12	12	12	6	6	6	
		59	勤佐橋	伏見区	○	通年	1 2	B	O	12	12	12	12	12	6	6	6	
		60	島羽大橋	南区	○	通年	1 2	B	O	12	12	12	12	12	6	6	6	
		61	京川橋	伏見区	○	通年	1 2	A	O	12	12	12	12	12	6	6	6	
白川			62	下河原橋	左京区	○	通年	1 2	E	O	12	12	12	12	12	6	6	6
		63	天神橋	南区	○	通年	2 2	E	O	24	24	24	24	24	6	6	6	

注) 1 測定の種類: 生活環境項目により区分

2 測定理由: Aは環境基準地点、Bは定常地点、Cは補助地点、Dは府県際定点、Eはその他

### 3 流量測定：○は実測、△は水位等による計算流量

#### 4 検定項目：アルキル水銀は総水銀検出時に実施

水域名	河川名 海域名	環境基準番号	地點名	所在地名	測定機関		測定回数	測定項目													
					国	京	都	市	生活環境項目		全	油	脂	肪	全	脂	肪				
									pH	B	C	S	D	H	D	D	S	O			
			AII	64. 鮎瀬橋	南山城村	○	漁年	11	12	A	△	12	12	12	12	12	12	6	6	6	6
				65. 芝仁大橋	加茂町	○	漁年	11	12	A	△	12	12	12	12	12	12	2	2	6	6
			AII	66. 玉水橋	京田切町	○	漁年	11	12	A	△	12	12	12	12	12	12	6	6	6	6
				67. 大津川御幸橋	八幡市	○	漁年	11	12	A	△	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12
				68. 高山ダム下流	南山城村	○	漁年	11	12	D	△	12	12	12	12	12	12	6	6	6	6
				69. 大津川流入前	木津川町	○	一般	1	6	C	○	6	6	6	6	6	6	4	4	1	1
				70. 大津川流入前	京田切町	○	一般	1	6	C	○	6	6	6	6	6	6	4	4	1	1
			AII	71. 斎橋	茂茂町	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	1	1
				72. 五月橋	八幡市	○	一般	1	6	B	○	6	6	6	6	6	6	4	4	1	1
				73. 二ノ橋	八幡市	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	2	2
				74. 内里橋	八幡市	○	一般	1	6	C	○	6	6	6	6	6	6	4	4	1	1
			AII	75. 出合橋	美山町	○	一般	1	6	B	○	6	6	6	6	6	6	4	4	1	1
				76. 安野橋	美山町	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	1	1
				77. 大野ダム下	美山町	○	一般	1	6	B	△	6	6	6	6	6	6	4	4	1	1
				78. 游川橋	和知町	○	一般	1	6	B	○	6	6	6	6	6	6	4	4	1	1
				79. 山東根	綾部市	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	1	1
				80. 久以田橋	綾部市	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	6	6	6	6
				81. 音無橋	福知山市	○	漁年	11	12	A	△	12	12	12	12	12	12	6	6	6	6
				82. 寒曾橋	福知山市	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	6	6	4	4
				83. 波波橋	大江町	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	6	6	6	6
				84. 由良川橋	舞鹤市	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	6	6	6	6
				85. 京口橋	福知山市	○	一般	1	6	C	○	6	6	6	6	6	6	4	4	1	1
				86. 下荒河橋下流	福知山市	○	一般	1	6	C	○	6	6	6	6	6	6	4	4	1	1
				87. 上荒河橋	福知山市	○	一般	1	6	C	○	6	6	6	6	6	6	4	4	1	1
				88. 和泉大橋	舞鹤市	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	2	2
				89. 高原大橋	丹波町	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	1	1
				90. 上林川	上林川	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	1	1
				91. 八田川	八田川	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	1	1
				92. 尾根橋	尾根	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	1	1
				93. 土蔵橋	福知山市	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	6	6	6	6
				94. 東橋	福知山市	○	一般	1	6	D	○	6	6	6	6	6	6	4	4	1	1
				95. 天井橋	福知山市	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	1	1
				96. 宮川橋	大江町	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	2	2
				97. キンギョ地先	舞鶴市	○	一般	1	6	A	○	18	18	18	18	18	18	1	1	1	1
				98. 花比須地先	舞鶴市	○	一般	1	6	A	○	18	18	18	18	18	18	1	1	1	1
				99. 念仏島地先	舞鶴市	○	一般	1	6	A	○	18	18	18	18	18	18	1	1	1	1
				100. 港頭老先	舞鶴市	○	一般	1	6	A	○	18	18	18	18	18	18	1	1	1	1
				101. 新橋	舞鶴市	○	一般	1	6	C	○	6	6	6	6	6	6	4	4	1	1
				102. 沢瀬	舞鶴市	○	一般	1	6	C	○	6	6	6	6	6	6	4	4	1	1
				103. 伊佐津川	伊佐津川	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	1	1
				104. 第一河内川橋	舞鶴市	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	1	1
				105. 大手田橋	大手田町	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	1	1
				106. 荒谷橋	野田川町	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	1	1
				107. 新造	大宮町	○	一般	1	6	B	○	6	6	6	6	6	6	4	4	1	1
				108. 内記橋	神山町	○	一般	1	6	B	○	6	6	6	6	6	6	4	4	1	1
				109. 荒木野路	丹後町	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	1	1
				110. 古口橋	宮津市	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	1	1
				111. 宇川	宇川	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	2	2
				112. 福田川	福田川	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	1	1
				113. 佐瀬谷川	佐瀬谷	○	漁年	11	12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	1	1
				114. 江尻地先	宮津市	○	一般	1	6	A	○	18	18	18	18	18	18	1	1	1	1
				115. 島崎地先	宮津市	○	一般	1	6	A	○	18	18	18	18	18	18	1	1	1	1
				116. 萩田川流入点	宮津市	○	漁年	11	12	A	○	36	36	36	36	36	36	1	1	1	1
				117. 中央部	宮津市	○	漁年	11	12	A	○	36	36	36	36	36	36	1	1	1	1
				118. 清尻地先	宮津市	○	漁年	11	12	A	○	36	36	36	36	36	36	1	1	1	1
				119. 文連地先	宮津市	○	漁年	11	12	B	○	36	36	36	36	36	36	1	1	1	1
				120. 栗田湾沖	宮津市	○	一般	1	4	A	○	8	8	8	8	8	8	1	1	1	1
				121. 波見崎沖	宮津市	○	一般	1	4	A	○	8	8	8	8	8	8	1	1	1	1
				122. 鷺崎沖	伊根町	○	一般	1	4	A	○	8	8	8	8	8	8	1	1	1	1
				123. 竹野川沖	芦生町	○	一般	1	4	A	○	8	8	8	8	8	8	1	1	1	1
				124. 久美浜湾沖	久美浜町	○	一般	1	4	A	○	8	8	8	8	8	8	1	1	1	1
				125. 港口部	久美浜町	○	漁年	11	12	A	○	36	36	36	36	36	36	1	1	1	1
				126. 佐渡谷川流入点	久美浜町	○	漁年	11	12	B	○	36	36	36	36	36	36	1	1	1	1
				127. 神崎地先	久美浜町	○	漁年	11	12	B	○	36	36	36	36	36	36	1	1	1	1
				128. 麻屋部	久美浜町	○	漁年	11	12	A	○	36	36	36	36	36	36	1	1	1	1

測定機関	測定期	測定の種類	測定理由	測定項目
------	-----	-------	------	------

別表2 地下水水質測定計画一覧表

測定の種類 (市町村名)	所在地 (ナッシュ番号)	測定地点	測定機関		測定回数 回/年	測定項目																							
						カドミウム	全 シ アン	鉛	六 価 ク ロ ム	砒 素	緑 水 銀	アル キ ル 水 銀	P C B	ジ クロ ロ メ タ ン	四 塩 化 炭 素	1 , 2 -ジ クロ ロ エ チ タン	1 , 1 -ジ クロ ロ エ チ レン	1 , 2 -トリ クロ ロ エ チ タン	トリ クロ ロ エ チ レン	テ ト ラ クロ ロ エ チ レン	1 , 3 -ジ クロ ロ ブ ロ ベ ン	チ ウ ラ ム	シ マ ジ ン	チ オ ベ ン カ ル ブ	セ レ ン	ベ ン ゼ ン	硝 酸 性 窒 素	亜 硝 酸 性 窒 素	ホ う 素
概 況 調 査	福知山市	1808	○	1																						1	1	1	1
		2309	○	1																						1	1	1	1
		2410	○	1																						1	1	1	1
		2508	○	1 1 1 1 1 1 1 1											1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1						1	1	1	1		
		2511	○	1 1 1 1 1 1 1 1											1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1						1	1	1	1		
舞鶴市	舞鶴市	1615	○	1 1 1 1 1 1 1 1																						1	1	1	1
		1617	○	1 1 1 1 1 1 1 1																						1	1	1	1
		1619	○	1 1 1 1 1 1 1 1																						1	1	1	1
		1818	○	1												1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1						1	1	1	1	
綾部市	綾部市	2116	○	1 1 1 1 1 1 1 1											1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1						1	1	1	1		
		2215	○	1 1 1 1 1 1 1 1											1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1						1	1	1	1		
		2216	○	1 1 1 1 1 1 1 1											1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1						1	1	1	1		
		2315	○	1 1 1 1 1 1 1 1											1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1						1	1	1	1		
宇治市	宇治市	6443	○	1											1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1						1	1	1	1		
		6644	○	1 1 1 1 1 1 1 1																						1	1	1	1
		6645	○	1																						1	1	1	1
宮津市	宮津市	0813	○	1											1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1						1	1	1	1		
		1113	○	1											1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1						1	1	1	1		

測定の種類	所在地 (市町村名)	測定地点 (リッショ番号)	測定機関		測定回数 回/年	測定項目															ベンゼン	セレン	亜硝酸性窒素	ふつ素	ほう素			
						カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	緑水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1-トリクロロエチタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロパン	シマジン	チウラム	オベンカルブ				
			国 土 交 通 省	京 都 都 市	府	市																						
概況	亀岡市	3724	○		1									1	1	1	1	1	1	1				1	1	1	1	
		3821	○		1																				1	1	1	1
		3823	○		1																				1	1	1	1
		3824	○		1																				1	1	1	1
調査	城陽市	6743	○	1	1	1	1	1	1					1	1	1	1	1	1	1	1				1	1	1	1
	向日市	6240	○	1	1	1	1	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1	1				1	1	1	1
	八幡市	6740	○	1																					1	1	1	1
	京田辺市	4930	○		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	
調査	久御山町	6542	○		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	
	宇治田原町	6846	○		1										1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1
	山城町	4932	○	1											1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1
	加茂町	5033	○	1											1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1
調査	和束町	4934	○	1											1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1
	精華町	5030	○	1											1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1
	南山城村	5037	○	1											1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1
	京北町	2925	○	1	1	1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1
調査	美山町	2524	○	1	1	1	1	1	1	1					1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1
	園部町	3221	○	1	1	1	1	1	1	1														1	1	1	1	

測定の種類	所在地 (市町村名)	測定地点 (メッシュ番号)	測定機関 国土交通省	測定項目																									
				測定回数		測定回数																測定回数		測定回数					
				回	年	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエタノン	1,1-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,3-ジクロロプロパン	シマジン	ベンゼン	ベンゼンカルブ	硝酸性窒素	垂硝酸性窒素	ふつ素	ほう素
概況調査	八木町	3423	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	日吉町	2923	○	1																			1	1	1	1	1		
	瑞穂町	2817	○	1																		1	1	1	1	1			
		2918	○	1													1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	和知町	2618	○	1																		1	1	1	1	1			
	大江町	1912	○	1													1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	加悦町	1510	○	1																		1	1	1	1	1			
	岩滝町	1111	○	1													1	1	1	1	1	1	1	1	1				
	伊根町	0413	○	1																		1	1	1	1	1			
	峰山町	1107	○	1	1		1		1													1	1	1	1	1			
	大宮町	0910	○	1	1		1		1							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
		1010	○	1	1		1		1												1	1	1	1	1				
		1208	○	1	1		1		1												1	1	1	1	1				
		1209	○	1	1		1		1												1	1	1	1	1				
	弥栄町	0809	○	1	1	1	1	1	1	1	1											1	1	1	1				



測定の種類	所在地 (市町村名) (住所番号)	測定地点	測定機関	測定項目																		
				測定回数		回/年																
				国	京	都	都	府	市	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロパン	1,1-ジクロロプロパン	
定期モニタリング調査	京都市	6043		○	2								2	2	2	2	2	2	2	2		
		6045		○	2								2	2	2	2	2	2	2	2		
		6141		○	2								2	2	2	2	2	2	2	2		
		6142		○	2								2	2	2	2	2	2	2	2		
		6143		○	2								2	2	2	2	2	2	2	2		
		6145		○	2								2	2	2	2	2	2	2	2		
		6241		○	2								2	2	2	2	2	2	2	2		
		6242		○	2								2	2	2	2	2	2	2	2		
		6243		○	2								2	2	2	2	2	2	2	2		
		6245		○	2								2	2	2	2	2	2	2	2		
		6342		○	2								2	2	2	2	2	2	2	2		
		6343		○	2								2	2	2	2	2	2	2	2		
		6441		○	2								2	2	2	2	2	2	2	2		
福知山市	福知山市	2409		○	2											2	2	2	2	2		2
				○	2											2	2	2	2	2		2
		2509		○	2															2	2	
綾部市	舞鶴市	1620		○	2																2	
		2120		○	2											2	2	2	2	2		2
		2313		○	2											2	2	2	2	2		2
		2413		○	2											2	2	2	2	2		2

測定の種類	所在地 (市町村名)	測定地点 (メッシュ番号)	測定機関		測定回数 回/年	測定項目															
			国	京		鉛	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	P C B	アルキル水銀	四塩化炭素	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	1, 1-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3-ジクロロプロペン	セレン
			土	交	通	都	都	府	市												
定期モニタリング調査	綾部市	2413	○		2										2	2	2	2	2	2	2
	宇治市	6344	○		2										2	2	2	2	2	2	2
		6444	○		2					2											
		6543	○		2											2	2	2	2	2	2
		6643	○		2											2	2	2	2	2	2
			○		2											2	2	2	2	2	2
	亀岡市	3818	○		2																2
	城陽市	4731	○		2											2	2	2	2	2	2
		6844	○		2										2	2	2	2	2	2	2
	向日市	6241	○		2										2	2	2	2	2	2	2
長岡京市		6240	○		2											2	2	2	2	2	2
		6340	○		2											2	2	2	2	2	2
		6341	○		2											2	2	2	2	2	2
	八幡市	6640	○		2					2											2
京田辺市		4731	○		2																2
	大山崎町	6440	○		2											2	2	2	2	2	2
	久御山町	6642	○		2											2	2	2	2	2	2
	井手町	4731	○		2											2	2	2	2	2	2

測定の種類	所在地 (市町村名)	測定地点 (ナッシュ番号)	測定機関		測定回数 回/年	測定項目												トランスター 2-ジクロロエチレン					
			国	京		鉛	砒素	総水銀	P C B	四塩化炭素	ジクロロメタン	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエタン	1, 1-トリクロロエタン	1, 1-トリクロロエタン	1, 3-ジクロロプロペン	トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	トランスター 2-ジクロロエチレン
			土	交		都	都	六価クロム	アルキル水銀										チウラム	ホウ素	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素	
定期モニタリング調査	木津町	5131	○		2																	2	
		5232	○		2																	2	
	加茂町	5233	○		2																	2	
	南山城村	4837	○		2																	2	
	弥栄町	0609	○		2																	2	
	久美浜町	1003	○		2																	2	

別表3 分析方法等

## 1 公共用水域

区分	項目	河 川		海 域		備考
		分析方法	類コード	分析方法	類コード	
生 活 環 境 項 目	pH	告示第59号に基づく方法 (規格12.1又はガラス電極法)	201	同 左	201	
	BOD	告示第59号に基づく方法 (規格21)	203	—	—	
	COD	告示第59号に基づく方法 (規格17)	204	同 左	204	
	SS	告示第59号に基づく方法 (付表8)	205	—	—	
	DO	告示第59号に基づく方法 (規格32又は隔膜電極法)	202	同 左	202	
	大腸菌群数	B G L B培地によるM P N法	206	同 左	206	
	n-ペプチド	規格24.4又は 告示第59号に基づく方法(付表9)	207	同 左	207	
	全窒素	告示第59号に準じる方法 (規格45.2、45.3又は45.4)	208	同 左 (規格45.4)	208	
	全 磷	告示第59号に準じる方法 (規格46.3)	209	同 左	209	
健 康 項 目	カドミウム	告示第59号に基づく方法 (規格55)	301	同 左	301	
	全シアン	告示第59号に基づく方法(「規格38.1.2 及び38.2」又は「規格38.1.2及び38.3」)	302	同 左	302	
	鉛	告示第59号に基づく方法 (規格54)	304	同 左	304	
	六価クロム	告示第59号に基づく方法 (規格65.2)	305	同 左	305	
	硫 素	告示第59号に基づく方法 (規格61.2又は61.3)	306	同 左	306	
	総水銀	規格66.1又は 告示第59号に基づく方法(付表1)	307	同 左	307	
	アルキル水銀	規格66.2又は 告示第59号に基づく方法(付表2)	308	同 左	308	
	P C B	JIS K0093又は 告示第59号に基づく方法(付表3)	309	同 左	309	
	ジクロロメタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	310	同 左	310	
	四塩化炭素	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	311	同 左	311	
	1,2-ジクロロエタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	312	同 左	312	
	1,1-ジクロロエチル	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	313	同 左	313	
	シス-1,2-ジクロロエタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	314	同 左	314	
	1,1,1-トリクロロエタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	315	同 左	315	
	1,1,2-トリクロロエタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	316	同 左	316	

区分	項目	河 川		海 域		備考
		分析方法	順コード	分析方法	順コード	
健 康 項 目	トリクロロエチレン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	317	同 左	317	
	チラクロロエチレン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	318	同 左	318	
	1,3-ジクロロプロパン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	319	同 左	319	
	チウラム	告示第59号に基づく方法(付表4及び環水管第27号・環水規第21号)	320	同 左	320	
	シマジン	告示第59号に基づく方法 (付表5の第1又は第2)	321	同 左	321	
	チオペンカルブ	告示第59号に基づく方法 (付表5の第1又は第2)	322	同 左	322	
	ベンゼン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	323	同 左	323	
	セレン	告示第59号に基づく方法 (規格67.2又は67.3)	324	同 左	324	
	硝酸性窒素	告示第59号に準じる方法 (規格43.2.1,43.2.3又は43.2.5)	513	同 左	513	
	亜硝酸性窒素	告示第59号に準じる方法 (規格43.1)	512	同 左	512	
	ふつ素	告示第59号に基づく方法 (規格34.1又は付表6)	407	同 左	407	
	ほう素	告示第59号に基づく方法 (規格47.1又は47.3若しくは付表7)	736	同 左	736	
薬物	ニッケル	規格59.2又は環境庁通知に基づく方法 (規格59.3又は付表4若しくは付表5)	625	同左(DDTC順番)	625	
特 殊 項 目	クロム	告示第64号に基づく方法 (規格65.1)	406	同 左	406	
	銅	告示第64号に基づく方法 (規格52.2,52.3,52.4又は52.5)	402	同左(DDTC順番)	402	
	亜鉛	告示第64号に基づく方法 (規格53)	403	同左(DDTC順番)	403	
	溶解性鉄 鉄	告示第64号に基づく方法 (規格57.2,57.3又は57.4)	404 728	同左(DDTC順番)	404 728	
	溶解性マンガン マンガン	告示第64号に基づく方法 (規格56.2,56.3,56.4又は56.5)	405 729	同左(DDTC順番)	405 729	
	フェノール類	告示第64号に基づく方法 (規格28.1)	401	同 左	401	
	アソニア性窒素	規格42.2に準じる方法	511	同 左	511	
その他の項目	無機性リン	規格46.1.1に準じる方法	522	同 左	522	
	陰イオン界面活性剤	規格30.1に基づく方法	620	同 左	620	
	濁 度	上水試験法3.3.3に基づく方法	603	同 左	603	
	電気伝導度	規格13に基づく方法	601	同 左	601	

区分	項目	河 川		海 域		備考
		分析方法	項目コード	分析方法	項目コード	
その他の項目	C <sub>1</sub> イオン	JIS K0101の32に基づく方法	607	同 左	607	
	クロロフィルa	上水試験方法20.2に基づく方法	532	海洋環境調査法9.2.4に定める方法	532	
	トリハクシ生成能	告示第30号に基づく方法	651	同 左	651	
一般項目	気温	規格7.1に基づく方法	104	同 左	104	
	水温	規格7.2に基づく方法	105	同 左	105	
	外観	規格8に準じる方法	122	同 左	122	
	臭氣	規格10に準じる方法	124	同 左	124	
	透視度	規格9に基づく方法	602	同 左	602	
	透明度	—	110	海音報測器による方法	110	

- 注) 1 : 「J I S」とは、『日本工業規格』をいう。
- 2 : 「規格」とは、『日本工業規格K 0 1 0 2』をいう。
- 3 : 「告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)をいう。
- 4 : 「告示第64号」とは、『排水基準を定める總理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法』(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)をいう。
- 5 : 「告示第30号」とは、『特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則に基づく環境庁長官が定める検定方法』(平成7年6月16日環境庁告示第30号)をいう。
- 6 : 「環境庁通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について』(平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)をいう。
- 7 : 「環水管第27号・環水規第21号」とは、『環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法及び水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法について』(平成6年1月25日環水管第27号・環水規第21号環境庁水質保全局水質管理・水質規制課長連名通知)をいう。
- 8 : 項目コードは、『公共用水域水質測定結果報告要領』(平成6年6月3日環水規第128号環境庁水質保全局水質規制課長通知)に基づき、各都道府県が環境省へ結果報告する際の統一番号である。

## 2 地下水

区分	項目	分析方法	備考
環境基準項目	カドミウム	告示第10号に基づく方法(規格55)	
	全シアン	同上 (『規格38.1.2及び38.2』又は『規格38.1.2及び38.3』)	
	鉛	同上 (規格54)	
	六価クロム	同上 (規格65.2)	
	砒素	同上 (規格61.2又は61.3)	
	総水銀	同上 (告示第59号の付表1)	
	アルキル水銀	同上 (告示第59号の付表2)	
	P C B	同上 (告示第59号の付表3)	
	ジクロロメタン	同上 (JIS K0125の5.1又は5.2)	
	四塩化炭素	同上 (JIS K0125の5.1又は5.2)	
	1,2-ジクロロエタン	同上 (JIS K0125の5.1又は5.2)	
	1,1-ジクロロエレン	同上 (JIS K0125の5.1又は5.2)	
	ジス-1,2-ジクロロエレン	同上 (JIS K0125の5.1又は5.2)	
	1,1,1-トリクロロエタン	同上 (JIS K0125の5.1又は5.2)	
	1,1,2-トリクロロエタン	同上 (JIS K0125の5.1又は5.2)	
	トリクロロエレン	同上 (JIS K0125の5.1又は5.2)	
	テトクロロエレン	同上 (JIS K0125の5.1又は5.2)	
	1,3-ジクロロプロパン	同上 (JIS K0125の5.1又は5.2)	
	チウラム	同上 (告示第59号の付表4及び環水管第27号・環水規第21号)	
	シマジン	同上 (告示第59号の付表5の第1又は第2)	
	チオベンカルブ	同上 (告示第59号の付表5の第1又は第2)	
	ベンゼン	同上 (JIS K0125の5.1又は5.2)	
	セレン	同上 (規格67.2又は67.3)	
	硝酸性窒素	同上 (規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5)	
	亜硝酸性窒素	同上 (規格43.1)	
	ふつ素	同上 (規格34.1又は告示第59号の付表6)	
	ほう素	同上 (規格47.1又は47.3若しくは告示第59号の付表7)	
要監視項目	トランス-1,2-ジクロロエチレン	環境庁通知に基づく方法(JIS K0125の5.1又は5.2)	
その他	p H	規格12.1に基づく方法	

- 注) 1 : 「J I S」とは、『日本工業規格』をいう。  
 2 : 「規格」とは、『日本工業規格K 0 1 0 2』をいう。  
 3 : 「告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』(平成4年12月28日環水規第59号)をいう。  
 4 : 「告示第10号」とは、『地下水の水質汚濁に係る環境基準について』(平成9年3月13日環境庁告示第10号)をいう。  
 5 : 「環境庁通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について』(平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)をいう。  
 6 : 「環水管第27号・環水規第21号」とは、『環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法及び水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法について』(平成6年1月25日環水管第27号・環水規第21号環境庁水質保全局水質管理・水質規制課長連名通知)をいう。

#### 別表4 数値の取扱い方法

##### 1 公用用水域

『公用用水域水質測定結果の報告について』  
 (平成5年3月29日環水規第51号環境庁  
 水質保全局長通知)に基づき、平成5年度結  
 果から本取扱いを用いる。

区分 項目	生活環境項目	健 康 項 目	要監視項目・特殊項目等
報告下限値(閾値含む)	下 表 の とおり		
有効数字等	① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」(記載例「<0.1」)とする。 ② 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切捨てる。 ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切捨てる。		
	① pHの小数点第2位 以下を切捨てて、小数点 以下1桁までとする。 ② 大腸菌群数は指数表 示とする。	—	① 気温・水温は小数点 以下1桁とする。 ② 流量は小数点以下2 桁とする。
平 均 値	有効数字は2桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値 の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。  報告下限値未満の数値は報告下限値の数値とし て扱い、平均値を算出する。		
		① 気温・水温・流量等 は生活環境項目に準ず る。 ② 要監視項目・特殊項 目等は報告下限値以上 の日間平均値の年間平 均値として取扱う。	

報告下限値及び記載方法

区分	項目	環境基準値	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	6.0以上8.5以下	—	—桁	1 桁	—
	生物化学的酸素要求量(BOD)	1日目～10日目	0.5	2	1	<0.5
	化学的酸素要求量(COD)	2日目～8日目	0.5	2	1	<0.5
	浮遊物質量 (S S)	25ppm～100ppm	1	2	整 数	<1
	溶解酸素量 (D O)	2ppm～7.5ppm	0.5	2	1	<0.5
	大腸菌群数	50cfu～5,000cfu	1.8E00	2	1 (整数表示)	<1.8E00
	n-ヘキサン抽出物質(微鱗)	難さわないこと	0.5	2	1	<0.5
	全窒素	0.2ppm～1ppm	0.05	2	2	<0.05
	全磷	0.02ppm～0.09ppm	0.003	2	3	<0.003
健康項目	カドミウム (Cd)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	全シアン (CN)	難さわないこと	0.1	2	1	<0.1
	鉛 (Pb)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	六価クロム (Cr <sup>6+</sup> )	0.05以下	0.02	2	2	<0.02
	砒素 (As)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	総水銀 (T-Hg)	0.0005以下	0.0005	2	4	<0.0005
	アルキル水銀	難さわないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	P C B	難さわないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	2	4	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.1	2	1	<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.003	2	3	<0.003
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	1,3-ジクロロプロパン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	チウラム	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	シマジン	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
	チオベンカルブ	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	ベンゼン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	セレン	0.01以下	0.002	2	3	<0.002

区分	項目	環境基準値	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
健 康 項 目	ふつ素	0.8以下	0.1	2	1	<0.1
	ほう素	1以下	0.1	2	1	<0.1
	亜硝酸性窒素	計 10以下	0.01	2	2	<0.01
	硝酸性窒素		0.01	2	2	<0.01
要監視項目	ニッケル	—	0.005	2	3	<0.005
特 殊 項 目	クロム	—	0.01	2	2	<0.01
	銅	—	0.001	2	3	<0.001
	亜鉛	—	0.001	2	3	<0.001
	鉄(溶解性)	—	0.01	2	2	<0.01
マングン(溶解性)	—	0.01	2	2	—	<0.01
フェノール類	—	0.01	2	2	—	<0.01
そ の 他 の 項 目	アンモニア性窒素	—	0.01	2	2	<0.01
	無機性りん	—	0.002	2	3	<0.002
	陰イオン界面活性剤	—	0.01	2	2	<0.01
	濁度	—	—	2	1	—
	電気伝導度	—	—	2	整数	—
	C1イオン	—	—	2	1	—
	クロロフィルa	—	0.1	2	1	<0.1
	トリハロメタン生成能	—	0.0004	2	4	<0.0004
	気温	—	—	2	1	—
一 般 項 目	水温	—	—	2	1	—
	流量	—	—	2	2	—
	採取水深	—	—	2	1	—
	全水深	—	—	2	1	—
	透視度	—	—	2	整数	—
	透明度	—	—	2	1	—
	塩分	—	—	2	1	—

単位: 大腸菌群数(MPN/100ml)、流量(m<sup>3</sup>/s)、気温・水温(℃)、透明度(m)、透視度(m)、電気伝導度(μS/cm)、塩分(‰)、濁度(度)、クロロフィルa(μg/l)  
上記及びpH以外は(mg/l)である。

## 2 地 下 水

〔『水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について』（平成元年9月14日環水管第189号環境庁水質保全局長通知）に基づくほか、規定のない事項については『公共用水域水質測定結果の報告について』（平成5年3月29日付け環水規第51号環境庁水質保全局長通知）に基づき、次のとおり取り扱うものとする。〕

項目区分	環境基準項目	要監視項目及びその他の項目
報告下限値（該当者）	下表のとおり	
有効数字等	① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」（記載例「<0.1」）とする。 ② 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切捨てる。 ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切捨てる。	
平均値	—	pHの小数点第2位以下は切捨て、第1位までとする。

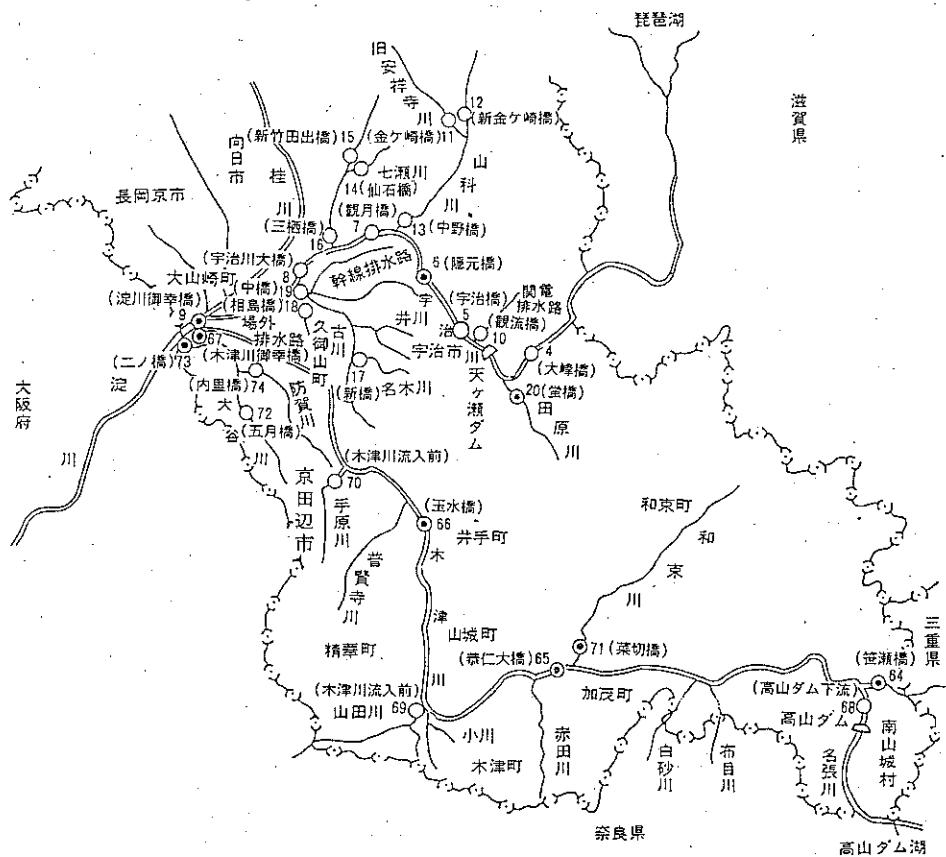
報告下限値及び記載方法

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
環境基準	カドミウム (Cd)	0.01以下	0.001	2 桁	3 桁まで	<0.001
	全シリコン (CN)	検出されないこと	0.1	2	1	<0.1
	鉛 (Pb)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	六価クロム (Cr <sup>6+</sup> )	0.05以下	0.04	2	2	<0.04
	砒素 (As)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	総水銀 (T-Hg)	0.0005以下	0.0005	2	4	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	PCB	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
項目	1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	2	4	<0.0004
	1, 1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下	0.1	2	1	<0.1
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.003	2	3	<0.003
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	1, 3-ジクロロプロパン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	チウラム	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	シマジン	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
要監視項目	チオベンカルブ	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	ベンゼン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	セレン	0.01以下	0.002	2	3	<0.002
	硝酸性窒素	計 10 以下	0.01	2	2	<0.01
その他の項目	亜硝酸性窒素		0.01	2	2	<0.01
	ふつ素	0.8 以下	0.1	2	1	<0.1
	ほう素	1 以下	0.1	2	1	<0.1
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
その他	水素イオン濃度 (pH)	—	—	—	1	—

注) 1 単位: mg/l

2 要監視項目については指針値

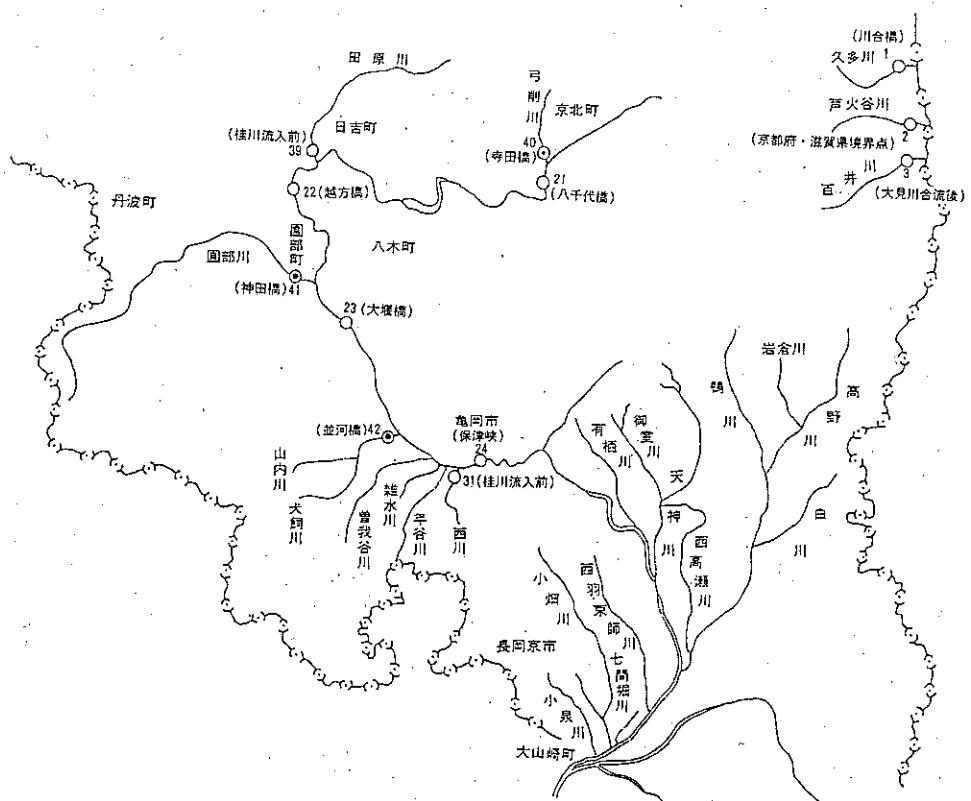
別図1 公共用水域水質測定地点



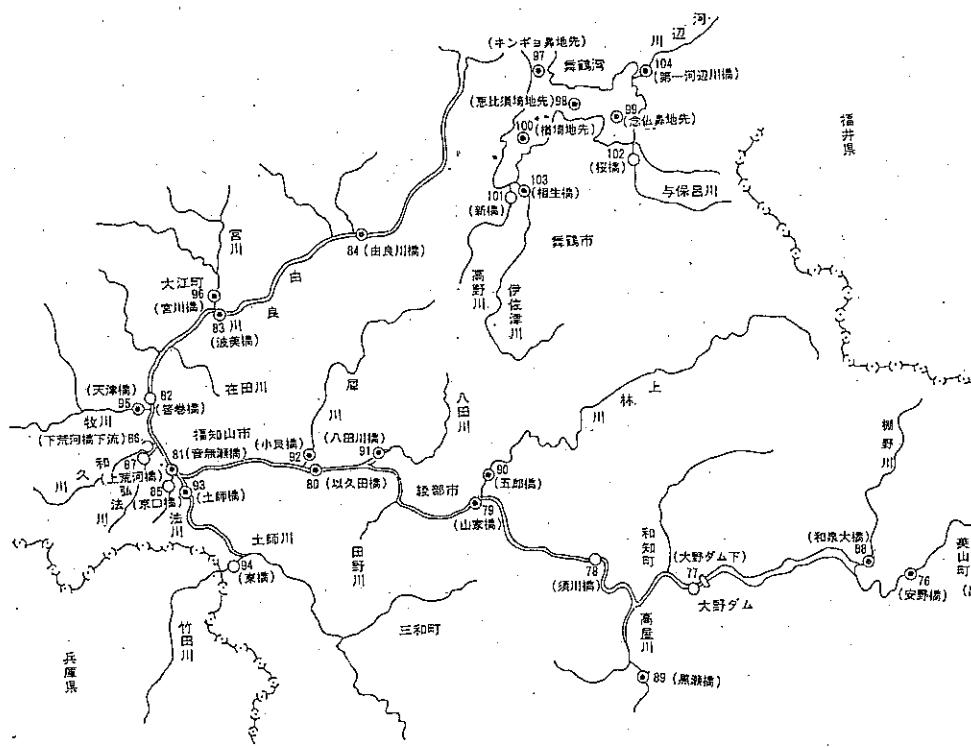
凡例

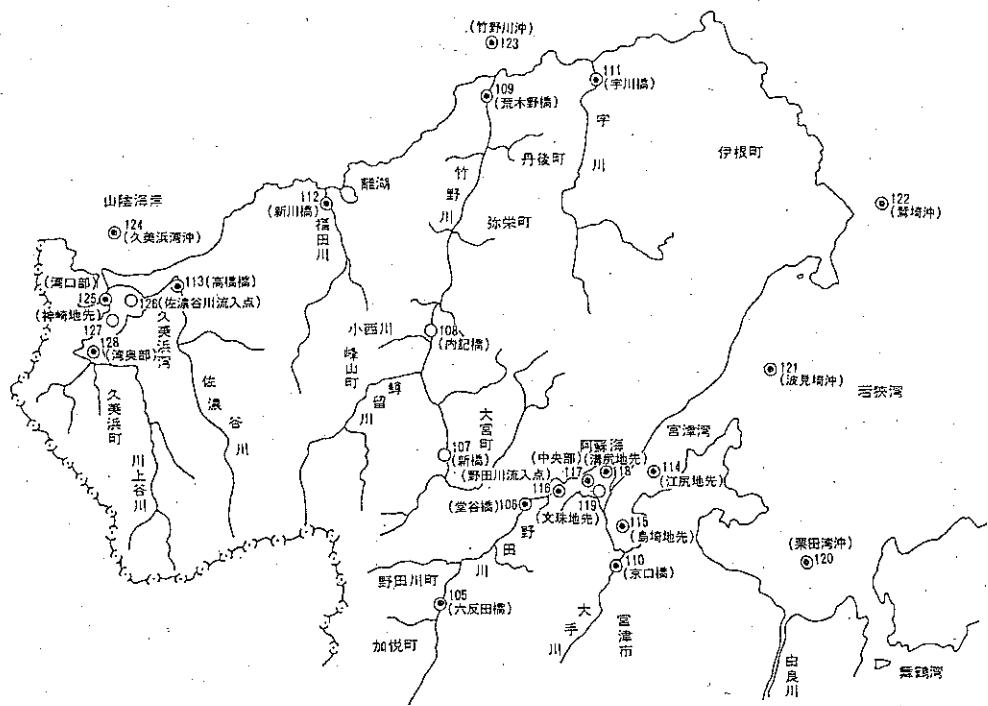
- 1 番号は測定地点番号、( )は測定地点名である。
- 2 ○印は測定地点、◎印は環境基準地点を示す。

測定地点 (1)

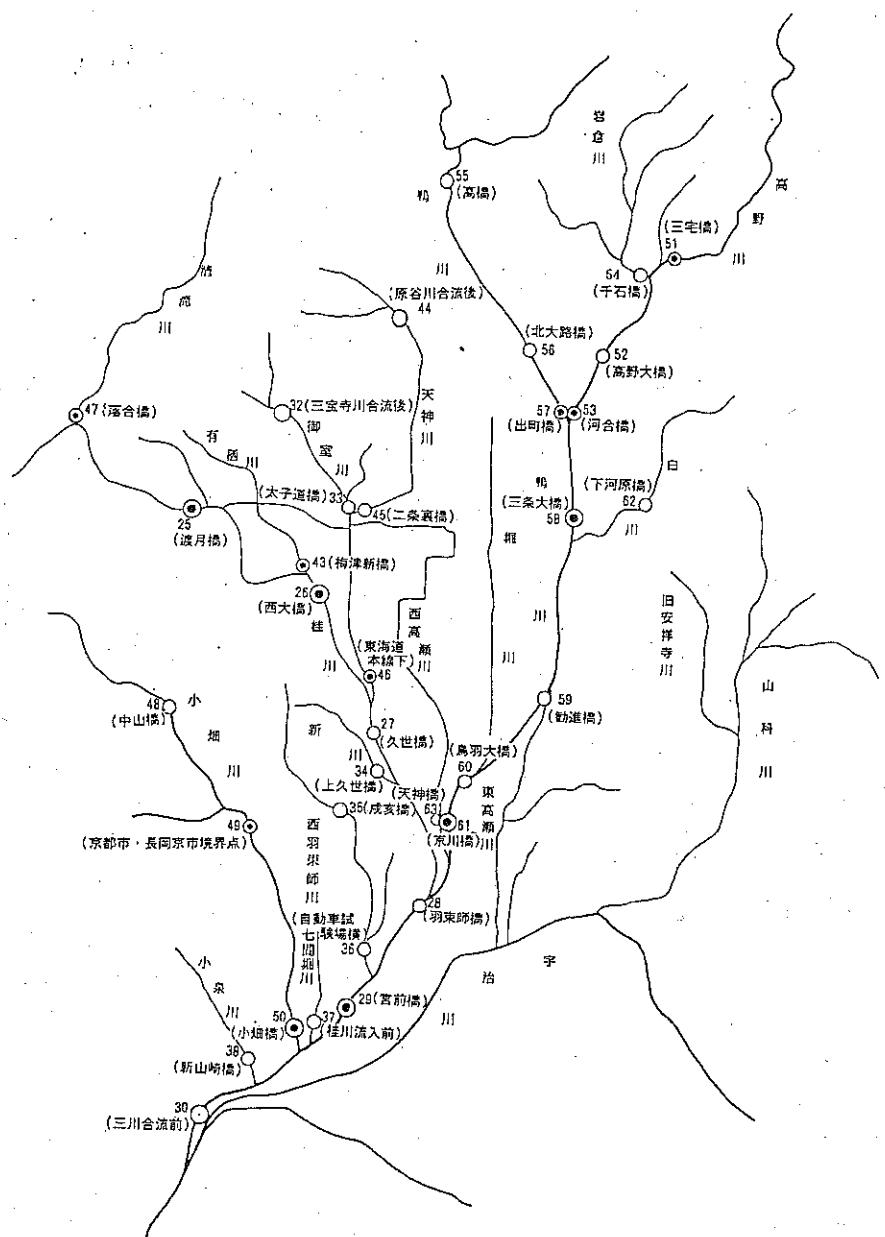


測定地点（2）

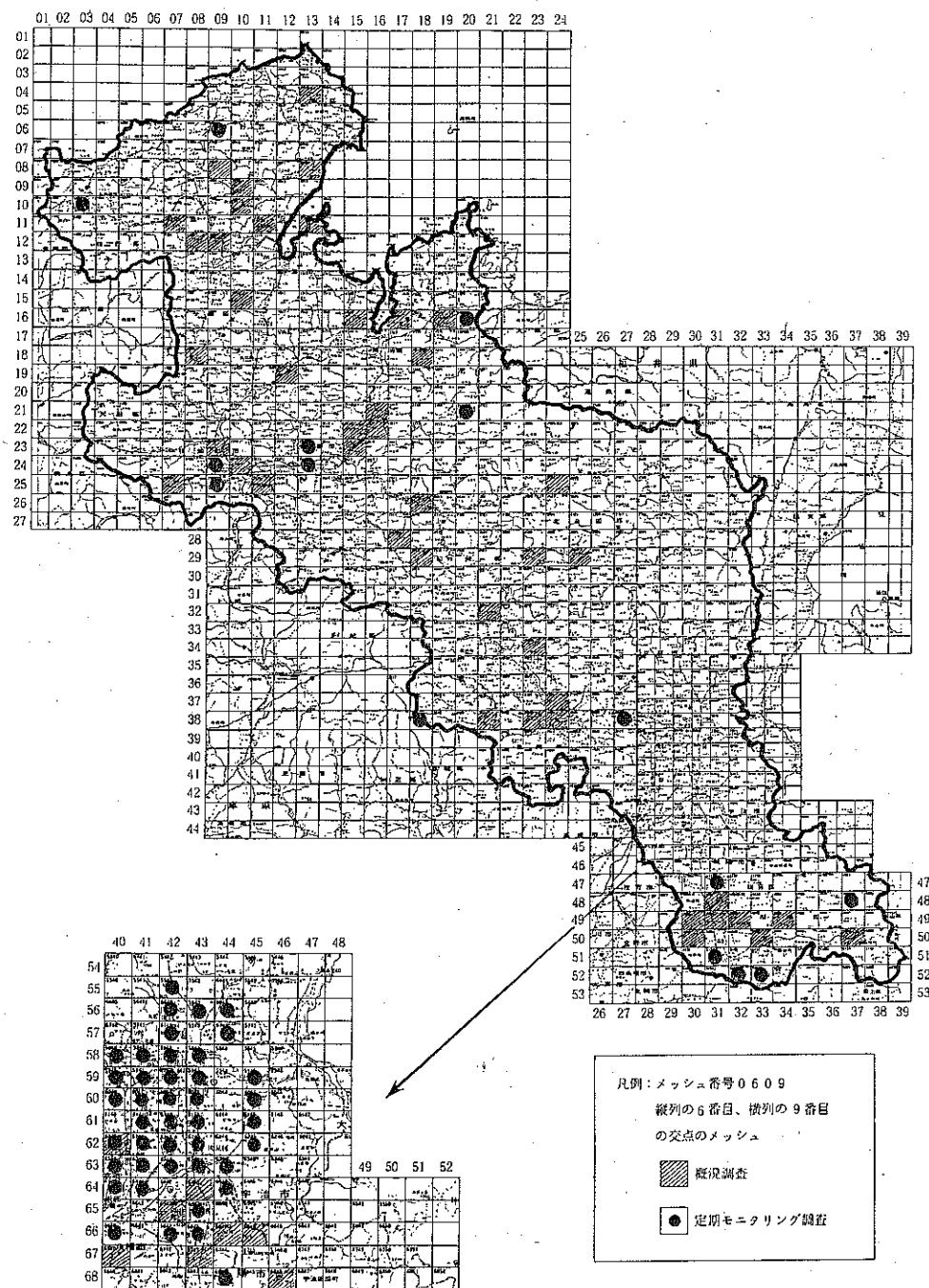




測定地点 (4)



### 測定地点(5) (京都市内詳細図)



別図2 地下水水質測定地点